

第2章 災害予防計画 (風水害対策)

第2章 災害予防計画（風水害対策）

第1節 災害対策本部等の整備

町及び防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

- 1 災害対策本部体制の整備
- 2 防災中枢機能等の確保充実
- 3 防災拠点施設の確保充実
- 4 災害対策本部の組織
- 5 惨事ストレス対策

1 災害対策本部体制の整備

町及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

（1）初動体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等についても整備を図るものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（2）登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に風水害が発生した場合、本部長等の本部員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように災害時には、本部員に携帯電話を常備するよう徹底する。

（3）災害対策本部等の整備

町及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部等の整備を行うものとする。

ア 災害対策本部の代替施設

大規模災害により役場庁舎内に災害対策本部の設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備える

よう努めるものとする。

- イ 災害対策本部の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- ウ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- エ 応急対策用地図

2 防災中枢機能等の確保充実

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

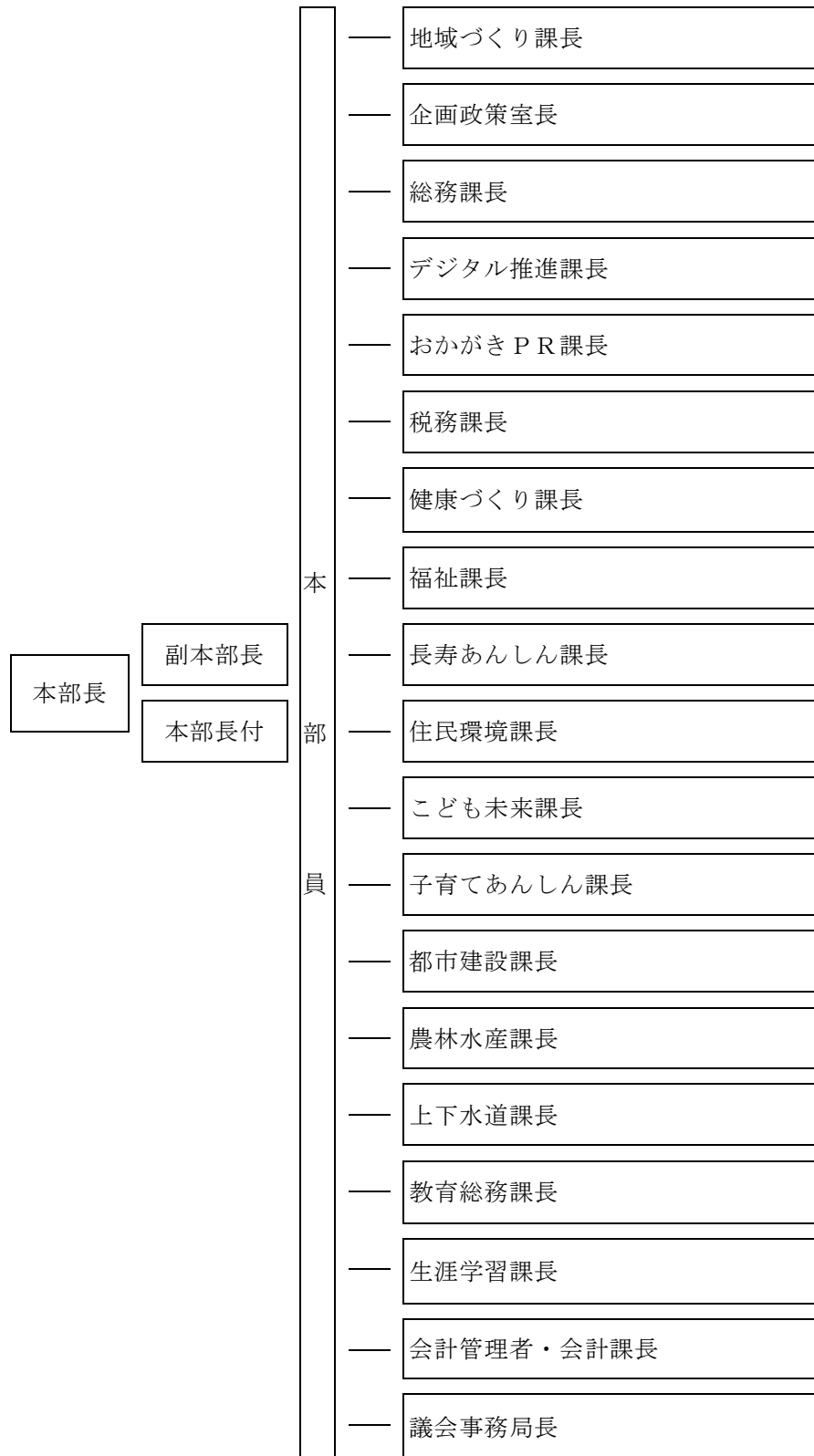
また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など所要の対策を推進にも配慮するものとする。

3 防災拠点施設の確保充実

災害時における災害対策活動の拠点を役場庁舎内に置く。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

4 災害対策本部の組織

災害の発生またはそのおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき設置する岡垣町災害対策本部の組織を以下に示す。



5 惨事ストレス対策

救助・救急、医療または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2節 自主防災組織育成計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減するためには、住民などによる自主的な初期防災活動が大切である。

1 自主防災体制の整備方針

2 自主防災体制の整備

1 自主防災体制の整備方針

住民等は、大規模災害時に防災機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人、家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

町は、自治区ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定緊急避難場所や指定避難所等の位置や避難ルート等の周知、安全確認、高齢者及び障がいのある人等の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

2 自主防災体制の整備

（1）組織及び推進の方法

自治区単位で組織することを推進し、町が自治区に積極的に働きかけていくこととする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

（2）自主防災組織の活動内容

ア 平常時

①自主防災組織の規約等の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ規約等に定めておく。

- ・ 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること
- ・ 地域住民の任務分担に関すること
- ・ 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること
- ・ 町及び地域住民の体系的連絡方法、情報交換に関すること
- ・ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
- ・ 指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること
- ・ 負傷者の救出方法や搬送方法の知識の習得に関すること
- ・ 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること
- ・ その他自主的な防災に関すること

②防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、防災訓練や出前講座、その他あらゆる機会を通じて啓発を行う。

主な啓発事項は、災害時等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

③防災訓練の実施

災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

・情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

・出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

・避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

・救出及び救護の訓練

・家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の対応方法の知識を習得する。

・炊き出し訓練

災害時の電気などのライフラインが寸断された状況の下、自らが炊出しができるよう実施する。

・災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、住民の立場に立った図上訓練を実施する。

・その他の地域の特性に応じた必要な訓練

④防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

⑤自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示または各戸に配布することにより、的確な規約等の作成を容易にするとともに、一人一人の防災対応行動の敏活、的確化を図る。

⑥自治区及び校区コミュニティ運営協議会との連携促進

自治区及び校区コミュニティ運営協議会は、地域に愛着のある住民が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となる。

そこで、このような組織が安全に防災活動を行えるよう、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に防災組織活動への協力ができるよう啓発・研修等に努める。

イ 災害時

①初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火栓、防火水槽、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるよう啓発する。

②情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努めるよう啓発する。

③救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により地域住民が下敷きになった場合は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織が救出できない場合については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては可能な限り、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関の場所やそれまでの経路、担架やリヤカー等の搬送用具を確認しておく。

④避難の実施

町長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

- ・円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。
- ・高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

⑤炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

（3）自主防災組織の育成・指導

町は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

①町は自治区等に対する支援助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

②町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、自治区における自主防災活動の推進を図る。

③町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動助言等について必要な措置を講じる。

④自主防災組織の先進事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか等、日頃の防災活動等を考慮し、自主防災組織に適切に指導助言を行う。

⑤地域住民等から地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

(4) 民間防火組織や防災士等防災人材の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、町は、県との連携のもと、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域防災リーダーとなりうる防災士等の防災人材の育成強化にも努める。

(5) 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な助言等を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るよう努める。

第3節 防災知識普及計画

町は職員に対し防災教育を行うとともに、住民に対し防災知識の普及に努めるものとする。また、学校教育においても防災に関する事項を取り上げる等、系統だった防災知識の普及を行うように努める。

- 1 職員に対する防災教育
- 2 住民に対する啓発
- 3 児童・生徒に対する防災教育
- 4 防災知識の普及に際しての留意点等
- 5 災害教訓の伝承

1 職員に対する防災教育

（1）防災教育の実施

職員に対し、災害時における適切な判断力及び行動力を養い、円滑な防災活動の実施ができるように職員初動マニュアルを作成し、防災教育を繰り返し実施する。

- ア 地域防災計画及び関係機関の防災体制
- イ 災害時における防災活動の指示、命令系統及び各職員の任務分担と初動体制
- ウ 防災講習会、訓練等への関係職員の派遣

2 住民に対する啓発

（1）住民に対する啓発

ア 方法

- ①広報媒体による普及
 - ・広報誌
 - ・ホームページ
 - ・戸別受信機による放送
 - ・チラシやパンフレット等
- ②防災活動時における普及
 - ・消防団と地域住民が行う消火訓練
- ③自主防災組織における活動

イ 内容

- ①備蓄に関する知識
 - （ア）最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄
 - （イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ②土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- ③防災気象情報、避難指示等に関する知識
- ④指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難路、その他避難対策に関する知識
- ⑤避難生活に関する知識
- ⑥応急手当方法等に関する知識
- ⑦早期自主避難の重要性に関する知識
- ⑧コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

- ⑨災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑩災害情報の正確な入手方法
- ⑪避難行動要支援者への配慮
- ⑫災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ⑬出火の防止及び初期消火の心得
- ⑭その他の必要な事項

(2) 学校教育における普及

児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、次のような防災に関する事項について取り上げる。

- ア 防災上の一般的な心得と災害時の対処の仕方
- イ 防災のあり方・考え方について
- ウ 防災訓練の実施

3 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒等が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

(1) 防災に関する知識の習得

- ア 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実
- イ 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- ウ 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

(2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- ア 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- イ 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- ウ ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

(3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

- ア 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- イ 教職員研修の充実
- ウ 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- エ 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

4 防災知識の普及に際しての留意点等

町は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

5 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、県との協力のもと、大災害に関する調査分析結果や写真等を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。

第4節 防災訓練計画

防災に従事する職員の防災実務の習熟と実践能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民への防災思想の普及向上を図るために、次のような訓練を継続的に行う。

- 1 総合防災訓練
- 2 各種訓練
- 3 住民の訓練
- 4 防災訓練に際しての留意点等
- 5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

1 総合防災訓練

町は、災害時の防災体制の万全を期するため、県や自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地の状況把握、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。

なお、訓練は以下の要領を中心に実施するものとする。

ア 町は、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

イ 町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、県との連携のもと図上訓練を実施する。

また、町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

(2) 職員動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部の設置及び職員の動員連絡訓練、配備体制・初動訓練を実施する。

(3) 非常通信訓練

町は、災害時において、電話等が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

（４）水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、避難等の訓練を実施し、機器等が常に良好な状態で作動するよう点検整備を行うこととする。

（５）消防訓練

災害時における火災規模や火災事象に応じた消防力が、円滑に発揮できるよう消防技術力の向上と防災意識の高揚を図るために、遠賀郡消防本部及び消防団を中心に、非常招集・火災消火技術・中継消火・避難誘導及び関係機関への応援要請等、訓練を実施する。

３ 住民の訓練

町は、自主防災組織等の住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者参加型の訓練等を積極的に行う。

（１）出火防止訓練

（２）初期消火訓練

（３）応急救護訓練

（４）災害図上訓練

（５）情報の収集及び伝達の訓練

（６）炊き出し訓練

（７）その他の地域の特性に応じた必要な訓練

４ 防災訓練に際しての留意点等

町は、県との連携のもと、定期的な防災訓練を実施することとし、夜間等様々な条件に配慮して、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

５ 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第5節 広域応援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関との相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠隔地における地方公共団体との協定締結にも考慮するものとする。

1 市町村間の相互協力体制の整備

2 町及び県と自衛隊との連携体制の整備

1 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣及び遠隔地における市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

2 町及び県と自衛隊との連携体制の整備

町、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

3 応援を受ける体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援体制の充実に努めるものとする。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

第6節 避難場所・避難所計画

災害による家屋の倒壊、火災の発生等の差し迫った危険から住民を安全に避難させるため、広域の避難地（施設）を選定し、避難誘導が円滑に行えるよう住民への周知徹底を図る。

- 1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟
- 2 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所等

1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

（1）避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、以下の項目について明示又は考慮し、避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- ア 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- イ 避難指示等に係る権限の代行順位
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- エ 指定緊急避難場所・指定避難所等への経路及び誘導方法
- オ 高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

（2）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

ア 避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）の作成

町は、高齢者及び障がいのある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、災害対策基本法や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づき、下記の事項を含め、本計画の下位計画として別途定める「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」により個別避難計画の作成に努めるものとする。

- ・ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間作成の進め方
- ・ 避難支援等関係者となる者
- ・ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 個別避難計画の更新に関する事項
- ・ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
- ・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・ 避難支援等関係者の安全確保

イ 地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本章第10節「避難行動要支援者対策計画」2「在宅の避難行動要支援者対策」による。

(3) 広域避難体制の整備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、町及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする

2 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。また、自主防災組織や消防団等を通じて、定期的に安全性の確認を行うよう努める。

ア アクセスが容易である。

イ 住民等が良く知っている施設等である。

ウ 危険物施設等が近くでない。

エ 施設に耐震性があり、避難経路が安全である。

オ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。

カ 給食施設の有無

キ 冷暖房設備の有無、バリアフリー化の状況

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所等の機能の整備

ア 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所等との連絡手段を確保す

るため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

イ 設備等の整備

①指定緊急避難場所・指定避難所等における仮設トイレ、マット・毛布等の寝具、非常用照明施設、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性の確保等のほか、空調、洋式トイレなどの高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備にも努め、避難生活の長期化に備え、プライバシーの確保のための間仕切りや更衣室等の設備にも配慮する。

②感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から必要な措置を講じるよう努める。

③指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

ウ 指定避難所の管理・運営体制整備

①指定避難所の施設管理者は、開設決定後に短時間で確実な避難所開設をえるよう複数箇所での鍵管理体制及び人員参集体制を整備する。

②指定避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

③多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。

エ 地域の防災拠点としての機能の整備

町は、指定した指定緊急避難場所・指定避難所等のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

（3）指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法により一層の周知徹底を図る。

ア 町の広報誌、ホームページによる周知

イ 案内板等の設置による周知

①誘導標識

②指定緊急避難場所・指定避難所等案内図

③指定緊急避難場所・指定避難所等表示板

ウ 防災訓練による周知

エ 各種ハザードマップの作成、配布による周知

オ 自主防災組織等を通じた周知

3 指定緊急避難場所・指定避難所等

（1）指定緊急避難場所

町は、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を災害が

発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第49条の4第1項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、災害の危険が去った後において、当該災害により自宅が損壊しているなどにより、一定期間滞在する場が必要となったときは、指定避難所や福祉避難所等に避難する。

(2) 指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとする。また、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女の組み合わせや分担による巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等のニーズに配慮するよう努める。

なお、岡垣町では以下の施設を指定する。

- ・内浦小学校
- ・吉木小学校
- ・海老津小学校
- ・山田小学校
- ・戸切小学校
- ・岡垣中学校
- ・岡垣東中学校
- ・西部公民館
- ・中央公民館
- ・東部公民館
- ・町民体育館
- ・いこいの里
- ・岡垣サンリーアイ
- ・町民武道館
- ・情報プラザ人の駅

(3) 福祉避難所

高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者や応急救護を必要とする者などのうち、指定緊急避難場所や指定避難所での避難生活に支障のある人については、福祉施設や医療機関に移送する必要がある。

そのため、病院や福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として指定するよう努めるとともに、移送のための運送事業者との協定締結に努めることとする。

なお、岡垣町の福祉避難所は以下のとおり。

- ・いこいの里

第7節 情報通信施設等整備計画

災害が発生し、または発生のおそれがある場合における災害情報の収集及び報告並びに初動応急対策に係る情報通信の確保を図ることは重要である。

よって、有線通信、無線通信の総合的活用を図るとともに、情報通信施設等資機材及び運用体制についても整備を図っていく。

- 1 岡垣町地域情報伝達無線システムの活用
- 2 防災行政無線等の整備
- 3 河川等監視システムによる情報収集
- 4 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用
- 5 衛星携帯電話等の導入
- 6 防災関連機器の維持管理

1 岡垣町地域情報伝達無線システムの活用

町は、基地に係る緊急事態や災害の発生等に備え、緊急防災無線やJアラートなどの情報を受信・音声出力できる戸別受信機を全戸に設置する。

なお、災害に関する情報や避難指示、避難所開設といった情報は国又は町から発信するが、地域の状況に応じた避難支援情報や地域の公民館等を避難場所として開設した場合の避難場所開設情報、地域で行う災害対応訓練情報などについては、住民により身近な情報として必要に応じて地域が自ら提供することで、より多くの命を救うことに繋がることから、これらの情報については、町との連携の下に自治区長や校区コミュニティからも発信する。

2 防災行政無線等の整備

災害現場と災害対策本部との情報伝達のために、移動系無線が設置されているが、関係機関及び指定緊急避難場所及び指定避難所等との連携を密にするため、移動系無線の増設又は、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

ア 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため移動系無線の整備

イ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備

3 河川等監視システムによる情報収集

道路冠水などの水害が発生しやすい箇所に設置した監視カメラからの映像を遠隔でモニター監視できる河川等監視システムにより、即時に現場の状況を把握する。

4 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

町は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に活用できるよう、県と連携し必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）

5 衛星携帯電話等の導入

非常時における連絡機能の強化を図るため、衛星携帯電話を災害対策本部に導入・設置する。

6 防災関連機器の維持管理

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る。

第8節 広報・広聴体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するための体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するための体制を整備する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

（1）運用体制の整備

町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ア 広報重点地区（各災害危険区域）の把握 | ウ 広報優先順位の検討 |
| イ 広報文案の作成 | エ 伝達ルートの多ルート化 |

（2）町は、被災者への情報伝達手段として、緊急防災無線や戸別受信機、携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール等の活用や、消防車や広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。

（3）町は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

（4）町は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

（5）町は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

（6）町、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

（7）町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。

（8）町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

第9節 交通・輸送体制の整備

1 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送体制の整備

(1) 輸送車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとする。

(2) 輸送施設・輸送拠点の整備

町は、県との連携のもと、緊急輸送道路ネットワーク計画（災害時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送等に必要な緊急輸送道路が位置づけられた計画）を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

また、町は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

(3) 緊急輸送道路の警戒体制の整備

町及び県の道路管理者は、連携して発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努めるものとする。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時には、避難に時間を要する高齢者や障がいのある人、乳幼児等の要配慮者は犠牲になりやすい。

このため、予想される被害を最小限にとどめ、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、次の対策を講じる。

- 1 留意点
- 2 在宅の避難行動要支援者対策
- 3 社会福祉施設、病院等の対策
- 4 保育所・幼稚園等対策
- 5 外国人への支援対策
- 6 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

1 留意点

（1）発災時間と対策との対応

災害の発生時期を事前に特定することは難しい。そのため、日頃から避難行動要支援者の避難支援体制整備に努めるとともに、町からの避難情報を、避難に要する時間等を考慮し早目に発令するよう努めることとする。

（2）行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、特に地域住民が助け合う「共助」の取り組みが必要である。

このため、避難行動要支援者に関して、平常時からの情報の共有や避難支援者の確保、避難訓練の実施など、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進める。

（3）外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本町に居住あるいは来訪する外国人の数は増加傾向にあり、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

そのため、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等の実施を検討する。

（4）障がいのある人等に対する配慮の必要性

障がいのある人等に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部などを通じ、手話通訳者及び手話ボランティア等を確保することや福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」のさらなる普及促進を行うこととする。

2 在宅の避難行動要支援者対策

町は、災害対策基本法や国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき「岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、避難行動要支援者への

情報伝達体制や避難支援体制などについて、本計画の下位計画として避難行動要支援者対策を位置づけている。

災害対策基本法や国の取組指針において、地域防災計画に定めるとして掲げられている下記の事項を含め、在宅の避難行動要支援者の避難支援については、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画により行う。

- １．避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ２．名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ３．名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
- ４．名簿の更新に関する事項
- ５．避難支援等関係者となる者
- ６．避難支援等関係者の安全確保
- ７．要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

３ 社会福祉施設、病院等の対策

（１）組織体制の整備

ア 町の役割

町は災害対応マニュアルの作成等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

イ 社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

高齢者及び障がいのある人等の要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、自治区、民生委員・児童委員、施設相互間等と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

ア 町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

イ 社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

（3）浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設の指定

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時や、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達手段について、あらかじめ定める。

■洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設

名称・所在地	※資料編に記載
洪水予報等の伝達手段	①岡垣町地域情報伝達無線システムの戸別受信機 ②ファックス・電話

（4）避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

4 保育所・幼稚園等対策

町は、保育所・幼稚園等の管理責任者を支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

5 外国人への支援対策

（1）外国人に対する防災知識の普及対策

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所や指定避難所等の情報提供体制の整備に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定避難所等の標識や案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。

（2）通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

6 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

町は、県との連携のもと、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する自治区、民生委員・児童委員、福祉事業者や消防団等の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

第11節 土砂災害予防計画

河川・ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治山、治水の総合的対策について、関係機関と協議を図りながら促進する。また、土砂災害予防計画として、土砂災害を未然に防ぐため、危険箇所の実態の把握に努め、危険な箇所における災害防止策についても、関係機関と協議を図りながらハード・ソフト両面から進めるものとする。

町は、県が指定した土砂災害警戒区域等に基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

1 治山治水計画

2 土砂災害予防計画

1 治山治水計画

（1）治山計画

林地崩壊、土石流、地すべり等の山地災害の防止及び森林の有する公益的機能の維持向上のため、県と連携を図りながら森林の保全整備を促進する。また、森林の持つ多面的機能の維持向上を図るため、山林の保育施業に努める。

（2）治水計画

降水による浸水や滞水等による被害を防ぐため、矢矧川、汐入川、戸切川及び各支流等における計画規模に応じた河川改修を促進する。また、ため池の決壊による災害を未然に防止するためのため池対策、山地から流出する土砂や氾濫洪水を防止するための砂防対策、下水道の整備等、治水計画として必要に応じた整備を促進する。

ア 河川対策

- ・開発などにより降雨時の河川出水量が増大し、洪水による被害の**おそれ**のある河川については、関係機関と協議を図りながら河川改修を促進するとともに、河川の堆積土砂の浚渫や堤防護岸の修築等についても促進する必要がある。
- ・河川施設として排水機場、排水ポンプ場、制水扉、水門樋管があり、内水予防施設としては、調整池、雨水貯留、浸透施設などの施設がある。各施設の管理者は、日頃から関係施設を巡視し災害を未然に防止することに努める。
- ・町は、浸水想定区域における避難場所及び避難経路、洪水に係る避難訓練に関する事項等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について、岡垣町総合防災マップ（ハザードマップ）の配布等により住民への周知を図る。
- ・地域防災計画において定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者は、防災体制、避難誘導及び避難の確保を図るための避難確保計画を作成し、計画に基づき避難訓練等の実施に努めるものとし、町はその支援を行う。

イ ため池対策

- ・ため池の決壊による災害を未然に防止するために、安全性を確認するための現地調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とする防災重点農業用ため池については、下流への影響度を考慮した上で、優先順位の高いものから整備を行う。

ウ 砂防対策

- ・山地から流出する土砂により、河川の氾濫洪水を起こす危険性の高い溪流や、また土石流などによる直接的な土砂災害を起こす危険性の高い溪流などの土砂を抑制するため、県の指導を仰ぎながら砂防事業を促進する。

2 土砂災害予防計画

土砂災害を未然に防止するために以下に示す対策について計画し、必要に応じて整備の促進を図るものとする。

(1) 土石流対策、地すべり対策、急傾斜地対策

災害発生のおそれのある場合に、迅速な避難体制を実施できるようにするため、岡垣町総合防災マップ（ハザードマップ）に掲載されている土砂災害警戒区域等に関係機関及び関係区長などに危険箇所として把握してもらうことに努める。また、大雨の危険が予想される場合、その雨量により現場の警戒を実施する。

ア 防災知識の普及

土石流の発生するおそれのある時期に、警戒避難すべき土石流の前兆現象について、下記のような内容について広報等で周知し、関係住民が自主的に警戒及び避難ができるように努める。

- ・土石流災害の特性
- ・警戒避難すべき土石流の前兆現象
 - ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、きょれきの流れが聞こえる場合
 - ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
 - ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
 - ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
 - ⑤ 溪流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合
- ・災害時の心得
 - ① 気象予報等の収集方法
 - ② 避難の時期、方法、場所
 - ③ 非常食料等の準備
 - ④ その他の措置

(2) 土砂災害防止対策

町は、土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路、土砂災害に係る避難訓練に関する事項等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について、岡垣町総合防災マップ（ハザードマップ）の配布等により住民への周知を図る。

また、地域防災計画において定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

の所有者・管理者は、防災体制、避難誘導及び避難の確保を図るための避難確保計画を作成し、計画に基づき避難訓練等の実施に努めるものとし、町はその支援を行う。

（3）山地災害対策

治山治水緊急措置法、森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を図り、県の指導のもと山地災害の未然防止に努める。また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講じるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を図る。

第 1 2 節 火災予防計画

町及び消防機関は、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

- 1 住民に対する火災予防の啓発
- 2 消防力の強化
- 3 火災予防対策
- 4 建築物の不燃化

1 住民に対する火災予防の啓発

火災による被害は、消防体制の充実によるほか、防火思想の徹底と住民の協力によって初めて防止できるものである。この点を重視し町では、次のような啓発を通じて、防火思想の徹底に努める。

(1) 児童生徒に対する教育

防火知識の向上と火災予防思想の普及に努める。

(2) 住民に対する啓発

- ア 火災予防運動期間や異常気象時等の消防車や広報車等による巡回
- イ ポスターによる注意喚起
- ウ 広報及びホームページによる啓発
- エ 地域情報伝達無線システムによる啓発
- オ 消防団の警戒による啓発

2 消防力の強化

(1) 消防水利の強化

- ア 町は、消防水利の基準に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

- イ 消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(2) 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

(3) 総合的な消防計画の策定

町は、消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

（４）避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

（５）消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資機材格納庫等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。特に、災害時における連絡手段確保のための移動系無線について、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備するとともに、消防団員の確保に努めていく。

（６）消防団員の教育訓練

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要なに応じ派遣する。

（７）市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。

3 火災予防対策

（１）住民に対する啓発

町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努める。

（２）火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

（３）火災予防運動の推進

消防機関は、以下のことについて、火災予防運動を推進するものとする。

- ア 春秋火災予防運動の普及啓発
- イ 報道機関による防火意識の向上
- ウ 講習会、講演会等による一般啓発

4 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための方策として、以下の点が挙げられる。これらの方策については、用途地域の見直し並びに事業計画策定の段階において十分検討していく。

(1) 都市再開発法に基づいた市街地再開発事業等の実施及び避難路(街路事業)の整備

(2) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

(3) 町営住宅の不燃化推進

老朽化した町営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について検討する。

第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

1 災害ボランティアの受入体制の整備

2 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

1 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めるものとする。

また、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

2 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ちに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及び災害ボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

第 1 4 節 備蓄体制の整備

- 1 共通方針
- 2 給水体制の整備
- 3 食料供給体制の整備
- 4 生活必需品等供給体制の整備
- 5 機材供給体制の整備
- 6 義援物資の受入体制の整備

1 共通方針

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難所等の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、町は、物資の輸送に当たっては、物資拠点への輸送にとどまらず、発災直後から一定期間は必要に応じて指定避難所等に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2) 被災時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、状況に応じた物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど季節を考慮するものとする。

(3) 町は、一般家庭や事業所に対して、災害時への備えとして以下について周知徹底するとともに、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食料及び生活物資配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

ア 平常時から最低3日間、推奨1週間分(3リットル/人・日)の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保

イ 最低3日間、推奨1週間分の食料及び生活物資の自主的確保

(4) 町及び関係機関は、第3章 第12節「食料供給計画」、第13節「給水対策計画」、第14節「生活必需品等の供給対策計画」に示す活動方法・内容を十分に理解しておく。

2 給水体制の整備

（1）趣 旨

災害時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

（2）補給水利等の把握

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水、生活用水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置等を計画的に進める。

（3）給水用資機材の確保

町は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

（4）危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

（5）水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

3 食料供給体制の整備

（1）趣 旨

町は、県及び関係機関と連携し、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制の整備に努める。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（2）食料の備蓄

ア 町の備蓄推進

町は、食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命にかかわる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

イ 住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低３日間、推奨１週間分の食料の備蓄を行うよう住民に啓発する。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるようにその分の水や食料などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

(３) 災害時民間協力体制の整備

ア 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

イ 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結に努める。

ウ ＬＰガス業者等との協力体制の整備

① 指定避難所等へのＬＰガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのＬＰガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県ＬＰガス協会やＬＰガス事業者との間で協力体制の構築に努める。

② 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、ＬＰガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

４ 生活必需品等供給体制の整備

(１) 趣 旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失、または、き損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与、または、貸与する必要がある。そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

(２) 生活物資の備蓄

ア 町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄、または、指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者に特に配慮するものとする。

イ 住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低３日間、推奨１週間分の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の被服や寝具などを可能な限り企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

（3）災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

5 機材供給体制の整備

（1）趣 旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や災害対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、町は、県との連携のもと、迅速な供給ができるよう、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（2）機材の備蓄

町は、機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

6 義援物資の受入体制の整備

町は、県との連携のもと、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第 15 節 住宅の確保体制の整備

町は、県との連携のもと、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 空家住宅の確保体制の整備
- 2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

1 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めるものとする。

第16節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

ごみ・し尿・がれき処理については、遠賀・中間地域広域行政事務組合との連携により、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

- 1 ごみ処理体制の整備
- 2 し尿処理体制の整備
- 3 がれき処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

（1）趣 旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する体制の整備を図る。

（2）ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章 第20節「環境衛生対策計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

（3）ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備

（1）趣 旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備を図る。

（2）し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章 第20節「環境衛生対策計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

（3）素掘用資材や使い捨てトイレの整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材や使い捨てトイレの整備を推進するために仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

3 がれき処理体制の整備

(1) 趣 旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する体制の整備を図る。

(2) がれきの処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章 第20節「環境衛生対策計画」に示されたがれき処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

(3) がれきの仮置場の選定

町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第17節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制の整備に努める。

- 1 保健衛生・防疫活動要領への習熟
- 2 防疫用薬剤及び資機材等の確保
- 3 学校における環境衛生の確保

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

町及び関係機関は、第3章 第19節「防疫・保健衛生対策計画」に示す活動方法・内容について十分に理解するとともに、保健師等担当職員の資質の向上のため、研修等を行う。

2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、県との連携のもと、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

3 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を実施するものとする。
また、児童・生徒等に災害時における衛生について、日頃から十分に指導するものとする。

第 18 節 業務継続体制の整備

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

1 岡垣町業務継続計画

2 業務継続計画と受援計画の関係

1 岡垣町業務継続計画

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画には、以下の事項について定める。

(1) 業務継続計画の 6 要素

- ア 町長が不在時の明確な代行順位
- イ 職員の参集体制
- ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- エ 電気・水・食料等の確保
- オ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- カ 重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

2 業務継続計画と受援計画の関係

受援計画は、業務継続計画で整理した非常時優先業務に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を効率的に受け入れるための計画である。